

2025年度第1回 吉野川市人権講座のご案内

と き 5月30日(金)
午後1時30分～(90分程度)

と ころ 市役所本館3階大会議室

講 師 北島町立図書館等協議会委員長
小西 昌幸さん

演 題 「周辺文化から考える人権問題～初期「ウルトラ」シリーズなどの漫画作品を中心に～」

参 加 費 無料

申込方法 電話、FAX または E メール

申込内容 氏名、電話番号など

申込期限 5月29日(木) 午後3時

※要事前申込



問い合わせ
申し込み

人権課・人権教育推進協議会
☎ 22-2229 FAX 22-2247
Eメール jinken@yoshinogawa.i-tokushima.jp

オンツツジの見ごろ

船窪つつじ公園のオンツツジが、5月中旬から下旬にかけて、見ごろとなります。

開花期間中は公園付近道路の混雑が予想されるため、公園から800メートルほど手前の駐車場に駐車し、徒歩での移動をお願いします。



「船窪のオンツツジ群落」として、国の天然記念物に指定されています。

問い合わせ

商工観光課
☎ 22-2226 FAX 22-2237

すべての人々の人権が尊重される 社会の実現を！部落差別解消推進法

「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年12月16日施行)を知っていますか。この法律では、現在もなお部落差別が存在すること、情報化の進展に伴って部落差別の状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別の解消を推進し、もって「部落差別のない社会を実現すること」を目的としています。

同和問題(部落差別)とは

日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお日常生活の上でさまざまな差別を受けているという、我が国固有の人権問題です。同和問題を正しく理解し、一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

問い合わせ

人権課
☎ 22-2229 FAX 22-2247

人権に関する 困りごとはありませんか

本市では、人権擁護委員の日(6月1日)にあわせ、特設人権相談所を開設します。

人権擁護委員は、地域に根ざした人権啓発活動を積極的に推進するとともに、地域の皆さんの人権問題などの相談相手として活動しています。

人権問題に限らず、あらゆる悩みごととの相談に応じます。ひとりで悩まず気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は堅く守られます。

特設人権相談所

と き 6月2日(月) 午後1時30分～4時

ところ

- ①西麻植会館2階会議室
- ②山川地域総合センター2階203会議室
- ③美郷支所会議室

問い合わせ

人権課
☎ 22-2229 FAX 22-2247

全国一斉情報伝達試験、 緊急地震速報訓練を実施します

全国瞬時警報システム(Jアラート)を活用し、「全国一斉情報伝達試験」を4回、「緊急地震速報訓練」を2回実施します。

全国一斉情報伝達試験

- ・5月28日(火) 午前11時頃
(予備日:6月25日(火))
- ・8月20日(火) 午前11時頃
(予備日:9月10日(火))
- ・11月12日(火) 午前11時頃
(予備日:12月3日(火))
- ・令和8年2月6日(金) 午前11時頃
(予備日:2月20日(金))

緊急地震速報訓練

- ・6月18日(火) 午前10時頃
- ・11月5日(火) 午前10時頃

Jアラートとは、地震や武力攻撃など緊急性の高い情報を、防災行政無線や防災・情報メールなどを通じて皆さんにお知らせするシステムです。

問い合わせ

危機管理課
☎ 22-2235 FAX 22-2248

就学援助制度のご案内

経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の援助を行うことで、義務教育の円滑な実施を図る制度です。小・中学校に通学する子どもの保護者で、生活保護法に規定する要保護者(生活保護者)に準ずる程度に困窮していると認められる方が交付の対象になります。援助の認定にあたり、世帯の所得状況の確認など所定の審査を行います。

申請は随時受け付けていますので、援助を希望する場合は通学する学校にご相談ください。



問い合わせ

学校教育課
☎ 22-2273 FAX 22-2270

下水道への接続をお願いします

下水道は衛生的で住みよい生活環境の実現をはじめ、川や海の水質保全など、大きな役割を担っています。下水道が整備された地域にお住まいで、まだ接続していない方は、早期の接続をお願いします。

市の下水道工事は「公共ますの設置」まで行いますが、宅内の排水設備につきましては、各家庭、事業所の負担となります。



問い合わせ

下水道課
☎ 22-2258 FAX 22-2254

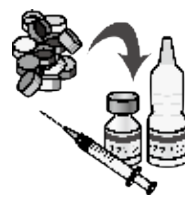
ペットボトルキャップ回収に 協力ください！

本市では、ペットボトルキャップの回収を行っています。

回収したキャップは再生業者に引き渡した後、重量に応じた金額がNPO法人に寄付され、その寄付金は世界中の子どもたちにワクチンを届ける活動に役立てられます。ぜひペットボトルキャップ回収に協力をお願いします。

※リサイクルできるキャップは飲料ペットボトルのみです。

※リサイクルにはキャップの分別・洗浄・シールなどの除去が必要です。



回収場所 川島支所、山川支所、モデル集積所(市役所・牛島・西麻植・美郷)



問い合わせ

事業推進課
☎ 22-2287 FAX 22-2247